

〇〇市債権管理条例の制定について

1 条例の制定を必要とした経緯

自治体が保有する債権は、地方税の他にも保育園の保育料や公営住宅使用料など多岐にわたっている。

これらの債権回収は、厳しい財政状況が続く自治体にとって重要な課題である。しかしその一方で、経済状況の悪化や、高まらない住民の納付に対する意識などの影響で回収がスムーズにいかない。

2 現状

債権管理については、それぞれの債権を所管する部門毎に管理をしているが、依然として未収金は発生している状況である。

今後の財政運営を考えた上で、滞納整理の強化は重要であり、統一したルールとして条例を制定する。

3 関係法令

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 地方税法
- (4) 国税徴収法

4 条例の目的・施策

(1) 目的

市の所有するすべての債権の取扱いについて統一的な基準を定め、公正かつ公平な市民負担の確保と債権管理の適正化を図り、健全な財政運営をする。

(2) 施策

債権管理台帳の整備
滞納審査会の設置

5 条例制定による効果

市が所有する全ての債権の取り扱いについて統一的な処理基準を定め、公正かつ公平な市民負担の確保と、それぞれの債権における徴収率の向上を図ることができる。これにより、市の安定的な歳入確保につなげることができる。

また、悪質滞納者に対しては、厳しい措置を科すことで、市民の納付に対する意識の向上につなげることができる。

6 立案上の検討事項・課題

- (1) 対象債権をどうするか（私債権のみを対象とするか、税を含む全ての債権を対象とするか。）
- (2) 市税等の滞納処分について
- (3) その他の債権に対する強制執行や徴収手続きについて
- (4) 支払うことが不可能な市民への対応（徴収停止・履行延期）
- (5) 債権の放棄と議会への報告について
- (6) 悪質滞納者に対する措置について

〇〇市債権管理条例をここに公布する。

平成24年9月4日

〇〇市長

〇〇市条例第〇号

〇〇市債権管理条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 市税及び公課（第9条）
- 第3章 その他の債権（第10条～第15条）
- 第4章 滞納者に対する措置（第16条～第23条）
- 第5章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。
- (5) 債権管理者 市長及び地方公営企業管理者をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に最大限努めなければならない。

(事務処理の基準)

第5条 市の債権の管理に関する事務を行うには、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 法令又は条例若しくは規則の定めに従い、その債権の発生原因及び性質に応じて適正に処理すること。
- (2) 納付遅滞の債務者に対しては、自主的な納付を促すため納付交渉を的確に行い市の債権の保全に努めること。
- (3) 市の債権の計画的な回収に努めること。

(台帳の作成)

第6条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。

(督促)

第7条 債権管理者は、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第8条 債権管理者は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、履行期限の到来前に徴収金に係る債権を徴収するため、履行期限を繰り上げるとともに、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他債権管理者が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

第2章 市税及び公課

(滞納処分等)

第9条 債権管理者は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定により行わなければならない。

第3章 その他の債権

(強制執行等)

第10条 債権管理者は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他債権管理者が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるその他の債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(債権の申出等)

第11条 債権管理者は、その他の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、その他の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 債権管理者は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第14条 債権管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、

債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(その他の債権の放棄)

第15条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第10条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第10条に規定する強制執行等又は第11条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

- 2 債権管理者は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

第4章 滞納者に対する措置

(行政サービスの停止等又は氏名等の公表)

第16条 第9条又は第10条の手續に着手しても、なお、市の債権が滞納となっている場合において、当該債権の徴収の促進に必要があると認めるときは、債権管理者は、当該滞納者に対し、他の法令、条例又は規則の定めに基づき行うものを除くほか、債権管理者が必要と認める行政サービスの停止、許認可の拒否等(以下「行政サービスの停止等」という。)の措置を執ることができる。

- 2 債権管理者は、必要があると認めるときは、前項の行政サービスの停止等の措置と併せて滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項(以下「氏名等」という。)を公表することができる。ただし、当該滞納者が、地方税法に規定する滞納処分に関する罪又は滞納処分に関する検査拒否等の罪に処せられたときは、この限りでない。

(滞納審査会への諮問)

第17条 債権管理者は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、あらかじめ〇〇市滞納審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第18条 前条の諮問に応じ、審議するため、〇〇市滞納審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7名以内で組織する。

3 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(滞納者からの事情聴取)

第19条 審査会は、審議に必要があると認めるときは、滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

(審査会の意見の尊重)

第20条 債権管理者は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をするに当たっては、審査会の意見を尊重しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第21条 債権管理者は、行政サービスの停止又は滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、あらかじめその予定する措置の内容を滞納者に通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の規定による弁明の機会の付与の手続は、規則で定める。

(公表の方法)

第22条 滞納者の氏名等の公表は、〇〇市公告式条例（平成17年〇〇市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示等その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(損害賠償等)

第23条 債権管理者は、行政サービスの停止又は滞納者の氏名等を公表した場合において、事実の誤認があったこと等により滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。